

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

| | | | |
|------|------------------------------|---------|-----------------------|
| 日 時 | 平成30年1月12日（金）午後2時20分～午後4時20分 | | |
| 場 所 | 仙台地方裁判所第2会議室（6階） | | |
| 出席者等 | 司 会 者 | 加 藤 亮 | （仙台地裁第1刑事部総括判事） |
| | 裁 判 官 | 小 池 健 治 | （仙台地裁第2刑事部総括判事） |
| | 検 察 官 | 矢 部 良 二 | （仙台地検検察官） |
| | 弁 護 士 | 工 藤 清 史 | （仙台弁護士会所属） |
| | 裁判員経験者 | 4人 | （以下「1番」等と表記 ※「3番」は欠席） |
| | 報道機関 | 1人 | （河北新報社） |

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日の司会をさせていただく仙台地方裁判所第1刑事部の加藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

裁判員制度も、施行から9年目を迎えました。県民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられ、おおむね安定的に運営されております。この間、当庁におきましても、1100人を超える裁判員、補充裁判員の方々に御参加いただきました。その中で、本日は比較的最近の裁判員裁判に参加されました3名の裁判員経験者と1名の補充裁判員経験者の方にお集まりいただきました。

皆様の裁判員裁判を経験されての様々な御意見や御感想は、今後の裁判員裁判の運用をよりよいものとするための貴重な資源となります。我々法曹三者としましては、皆様の御意見、御感想を真摯に受け止めて、共有し、今後の運用改善にいかしていきたいと考えております。また、皆様の御意見は、これから裁判員裁判に参加される方にとっても、とても参考になると思われまますので、率直な御意見、御感想をお聞かせいただきたいと考えております。

本日の意見交換会の話題事項は大きく分けて3つあります。1つ目は審理の分かりやすさについて、2つ目は評議、判決についての感想や意見、3つ目は裁判員を務める上での負担感についてです。

2. 自己紹介

司会者

この意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。それぞれのお立場で、裁判員経験者の皆様からどのような御意見、御感想を聴くことができるのか大きな関心をお持ちのことと思います。ここで法曹関係者から、簡単に自己紹介をお願いします。

矢部検察官

仙台地方検察庁の矢部と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

工藤弁護士

仙台弁護士会の弁護士の工藤と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

小池裁判官

仙台地方裁判所第2刑事部の裁判官の小池と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

司会者

ありがとうございました。

それでは、初めに、今回御出席いただきました裁判員、補充裁判員経験者の皆様が、どういう事件に参加していただけたのかということを中心に御紹介させていただきます。

1番の方ですが、一昨年10月に行われた現住建造物等放火事件を担当されました。被告人は、2階建共同住宅に家族と居住していましたが、妻から離婚を突き付けられ、更に長女が妊娠中絶したことを知った中で、給油中に被告人方居室前の廊下上にこぼれた灯油を見て、衝動的に同住宅に放火して自殺しようと考え、放火したという事件です。この事件は、量刑が問題となり、被告人の犯行当時の精神状態に関して精神科医の証人尋問もあり、被告人の行為の危険性や被告人の精神障害の程度、それが従前の被告人と家族との関係等を含めた本件犯行や犯行に至る経緯にどのように影響しているかなどの評価が審理のポイントとなりました。審理日数は5日でした。

次に、2番の方ですが、昨年5月に行われた殺人未遂事件を担当されました。被告人は、指定難病に罹患していた被害者、三男の方ですが、発熱により入院したため、その入院先で被害者が痰の吸引措置を受けて泣いて苦しむ姿を見た後、被害者の寝顔を見ながら、自分が産んだのだから自分が被害者を楽にしてあげたいと考えて、咄嗟に被害者の鼻口部を両手でふさぎ、これにより被害者を心肺停止状態に陥らせましたが、これを発見した医師らの措置により蘇生したという殺人未遂の事件でした。被告人の行為時の責任能力や量刑が争われました。被告人の精神状態が犯行に及ぼした影響の有無・程度が問題で、量刑を決める上では、特に精神障害の影響も含む犯行に至る経緯等の評価が審理のポイントとなり、精神科医の証人尋問も行われました。審理日数は6日でした。

次に、4番及び5番の方ですが、お二人は同じ事件を担当されました。昨年7

月に行われた現住建造物等放火事件を担当されました。被告人は、知的障害があり、両親と共に居住する居宅に放火しようと考え、同居宅敷地内に置いてあった冷蔵庫の上の発泡スチロール等にマッチで点火して火を放ち、同居宅を全焼させたという現住建造物等放火の事件でした。この事件では、争点が結構ありまして、弁護人は、本件居宅が何者かの放火により焼損したことについては争わないものの、被告人は犯人ではない、仮に被告人が犯人であるとしても現住建造物等放火の故意はない、さらには、被告人は、本件当時、精神の障害により、心神耗弱の状態にあった旨主張し、近隣住民、消防隊員、精神科医の証人尋問が行われました。審理日数は8日でした。

ここで、皆様に参加していただいた事件についての大まかな感想を、お一人ずついただいてよろしいでしょうか。1番の方、お願いします。

1番

放火ということと自殺という意味もあった事件ですけれども。この事件に関わるのか、入口で心配なところがありました。意外と、本人の心理状態なども入ってくると、たかが放火といえないのだなと、ちょっと難しさも感じました。

司会者

入口で心配なところというのは、どんなところですか。

1番

裁判員に選ばれた段階で何もかもが不安でした。放火で自殺未遂という、よく耳にするような内容かなと思って参加したのですが、事件に入り込んでみて、過程を見ていくうちに、ちょっと簡単にはまとめられないような感じがしました。

司会者

どうもありがとうございます。続いて2番の方お願いします。

2番

ニュースでこども病院の事件があることは知っていたのですが、まさか自分が裁判員としてこの事件を担当するとは夢にも思いませんでした。全体的な印象としては、被告人である母親が事件を起こしてしまったのですが、精神的なこととかいろいろと考えさせられました。判決が出たときには、一安心というような気持ちでした。自分が思っていたような判決が出ましたので、一区切りついて、安心感があつたように感じています。

司会者

どうもありがとうございます。続いて4番の方お願いします。

4番

私は、補充裁判員として参加させていただきました。印象としては、判決は、無罪よりいい判決だったのではないかと感じました。被告人は知的障害があり、保護観察処分が付いたのですが、刑事事件といえども、処罰するだけではなく、人間自体を守るといような要素があるなと思いました。また、補充裁判員は、判決の宣告を傍聴席で見ましたので、裁判官席ではなく、傍聴席から見られたことも良かったと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。確かに、無罪よりいい判決という御感想をいただいたときに我々も勇気づけられたというか、有り難い言葉をいただいたなと思った次第でした。続いて5番の方をお願いします。

5番

ある日、突然、自分が人を裁く責任のある立場になり、テレビの中の世界が自分の生活に入り込んできて、もし冤罪だったらどうしようなどの葛藤がありました。また、人を死刑にすることができる立場ということでプレッシャーを感じておりましたが、裁判長や裁判官との評議の中で、判決に民意が反映され、国民目線に近い判決を下すことが大事なことであるということが分かりました。評議の発言や質問もとてもしやすい環境を作ってください、様々な目線で多くの意見が出て、とても貴重な体験をすることができました。

3. 審理の分かりやすさについて

司会者

皆様から全般的な感想をいただきました。ありがとうございました。それでは、本日の1つ目の話題事項である審理の分かりやすさについて、意見交換をしていきたいと存じます。

まず、審理というと、検察官、弁護人の冒頭陳述といった主張の場面、それから論告、弁論がありました。それ以外に、証拠調べ、証人尋問など、証人の話を聴く場面もありました。この点についてお話を伺いたいと思います。

裁判官が選任の直後に証拠に基づいて判断しなければいけないというお話をさせていただきました。実際に審理の中で主張と証拠調べの区別はできましたでしょうか。混同してしまったということはなかったでしょうか。

5番

僕自身は、そういうことはなく、すっかり分けて理解できました。大丈夫でした。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。主張と証拠調べの区別はできましたでしょうか。

4 番

できていたかどうかと言われると、少し疑問を持ちます。日頃の一般的な思惑で見ていたのかなという面があったように思います。もっと勉強してから参加した方がいいんじゃないかというふうに思いました。

司会者

1 番の方はいかがでしょうか。

1 番

ここに来ていろんなことが分かり、初めて知るということもあったので。前もって勉強しなかったかなということは感じました。

司会者

この辺が混同した原因かなというところ、例えば、当事者の主張が証拠の内容を取り入れちゃってるとか、詳しすぎてまるで証拠調べそのものだったとかいう点でいかがでしょうか。

1 番

証拠調べの写真とかを見せられて、どこで区別というのはちょっと分かりませんが、一つ一つ自分なりに分かっていったかなという感じです。写真とかが一番分かりやすかったです。

司会者

2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

検察官の方は、きちんとこれが争点ですと、述べられておりましたので、これが争点なんだと分かったので良かったと思います。被告人がすべて罪を認めて、ここは違うんですよということがなく、全て罪をかぶるという感じの方だったので、かえって私たちの方が、これは、まだ精神的な病気の影響があるのかなというようなことで、みんな悩んだ記憶があります。

司会者

検察官の冒頭陳述に絞って伺っていきたいと思います。この事件の争点は量刑が評価のポイントだということで、この事件のどのような事情をみてくださいますところまで理解できたでしょうか。

2 番

当時、精神的な病気だったのか、そうでなかったのかというところが争点になっていて、結局、それなんだなという印象は受けました。

司会者

その辺にスポットを当てて、これから証拠調べを見ていけばいいんだということとは理解できたでしょうか。

2番

はい。

司会者

検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述で、この点を審理で見たいということ、ということが理解できたでしょうか。1番の方、お願いします。

1番

私が担当した事件も、精神的な病気とかそういう部分があったので、それを踏まえて、分かりやすかったかどうかと聞かれば、分かったと思います。ただ、出だしだから分からない部分もあったと思います。

司会者

起訴状朗読から冒頭陳述に始まり、裁判員の方々は初めて参加されるので、緊張しているのだろうな、ずっと頭に入らないかもしれないなということ意識しながら進めていますが、そのような状態ですかね。

1番

はい、そうですね。

司会者

5番の方はどうですかね。冒頭陳述で、緊張していらっしゃる状態だとは思いますが、審理に当たり、証拠調べではこういうところを見てほしいというところを検察官、弁護人が述べられたと思いますが、その点がずっと入ったかどうかについていかがですか。

5番

争点というところで、精神が著しく低下していた中で、故意があったのかどうかというところを、資料だったりモニター画面を利用しながらの説明がとても丁寧で、難しい言葉もかみ砕いて分かりやすく言い直してくれたりという説明を受けましたので座っているだけですっと入ってきました。

司会者

4番の方、5番の方の事件は、争点が多数でしたが、検察官、弁護人の説明でどこが争点だったのかというところは理解できたということでしょうか。

5番

はい。

司会者

4番の方は、いかがでしょうか。

4番

全部理解できたかどうかと聞かれば、疑問な点はありますが、流利的には懇切丁寧に説明をしていただいたという印象です。

司会者

おおむね、分かりやすかったというお話ですけれども、逆に、ここはこうしてほしかったとか、ここはこうすれば良かったのではというような改善点はないでしょうか。我々は、もう少し短くていいのではと思ったりするのですが、いかがでしょうか。

5番

ちょうどいいぐらいでした。

司会者

5分、10分ぐらいだとありがたいな、もう少し端的でいいのではないかと、う感じがしているのですけれども、いかがでしょうか。

5番

ちょうどいいと思います。

司会者

それから論告、求刑があり、弁護人が弁論されてます。この点はいかがでしたでしょうか。

5番

分かりやすいと思います。

司会者

論告、弁論の書面は、評議の中で手元に置きながら進められたと思いますが、役に立ちましたか。

5 番

評議に役立ちました。混乱もあまりすることなく理解できたと思います。

司会者

担当された弁護人がこの場にいらっしゃるので、言いにくいかもしれませんが。

5 番

いいえ。

司会者

4 番の方は、いかがでしょうか。

4 番

懇切丁寧に説明していただいたので分かりやすかったです。休廷時にはお茶とか飲んで、緊張することなくできたというのが印象的でした。

司会者

4 番の方と 5 番の方が担当された事件では論告と求刑はかみ合っていた感じですかね。

4 番

はい。

司会者

1 番の方はいかがでしょうか。

1 番

全部で 5 日間使って、審理、評議と進むうちに、最初に聞いた部分と自分たちで話し合いながらまとめていった部分が、奥深く掘り出していくうちに見方がずっとぐるぐる回っていたという感じで、自分の中では難しいなと思いました。

司会者

御自身の中で、ぐるぐる回っていたということですか。

1 番

回っていました。いろいろな話を聞いたりして、資料や説明を聴いていくうちに、どんどん色付けされ、深く入ってしまったような感じでした。

司会者

堂々巡りではなく、ああでもない、こうでもないという話合いがあったという

ことでしょうか。

1 番

そんな感じでした。でも、そこを裁判官にすごく分かりやすく、上手くまとめていただきました。それで、整理ができていったかなという感じで、被告人の精神状態が入ってくると、見える部分が違うものがありました。たかが放火と思っていましたが、被告人の精神的な気持ちが入ってくると、そうは言えないなと感じました。

司会者

検察官の論告や弁護人の弁論の内容はすっと入ってきましたか。2 番の方はいかがですか。

2 番

法廷の中で聴いている時は緊張していて、たぶん上の空だったところもあったかと思いますが、それまでの経緯、事件を起こした経緯が文章になっていたの、それを見ながら、一つ一つ事実を検証していったという感じです。それが本当にそうだったのか、ということを審議していったと思います。

司会者

この辺りをこうしてほしかったな、という意見はないでしょうか。

2 番

最初は、どこまで言っているのか、私たちは専門家ではないので、どういう発言をしたらいいのか、というのがありました。

司会者

それは、評議の中で、ということでしょうか。

2 番

はい。

司会者

評議のことは、また後ほど伺います。これまで、検察官、弁護人の主張のレベルの話を伺ってきましたが、次に、証拠調べについて伺ってきたいと思います。証拠書類や写真、図面、証人や被告人の話などの証拠を調べていく中で、伝わりにくかったということはなかったでしょうか。5 番の方、いかがでしょうか。

5 番

伝わりにくいと感じたことはありません。被告人が放火するきっかけというの

が、戦隊もののテレビ番組で爆破シーンを見て、それで火を見たくなり、火をつけたということでした。そこで、検察官が、実際の戦隊ものの爆破シーンをモニターで映してくれました。私自身が、戦隊ものをもう何十年も見えていなかったのので、どれぐらいの火の大きさなのか見ることができて、考え方はいろいろあると思いますが、私は映してもらってよかったと思います。

司会者

4番の方と5番の方が担当した事件では、放火だということで、放火された家の中の写真がたくさん出てきたのですが、写真そのものを見て、それで現場の状況を理解することはできましたか。

5番

間取りごとに、燃えてしまう前の写真もありました。それがごみ屋敷のような状況だったので、燃えやすい場所、延焼してしまう状況だったのが分かりやすい資料だったと思います。言葉で聴くよりも写真で見た方が、よく分かりました。

司会者

写真の枚数が多すぎた、ということはなかったですか。

5番

そういうことはありませんでした。

司会者

4番の方、いかがですか。

4番

裁判官が判決を下すのに必要な情報が、端的に、検察官、弁護人ともに主張されていないと感じました。

司会者

具体的にはどういったところでしょうか。

4番

具体的には言えないんですが、全体的にそう感じました。そのために結果的に長くなったように思います。

司会者

長くなったと感じたのは、審理ですか、それとも評議ですか。

4番

評議です。

司会者

どの辺りが主張されていなかったと感じられましたか。4番の方が担当した事件は、私の担当した事件でしたが、事件の背景事情であるとか、どうしてこのような事件になったのか、被告人の幼少期からの出来事について立証を制限したということもあるのですが、その辺りが足りなかったということでしょうか。

4番

うーん。

司会者

それでは、思い出したら、またお願いします。1番の方は、いかがでしょうか。証拠書類とか写真とか、分かりやすかったですでしょうか。

1番

私の担当した放火事件には、ライター、ティッシュペーパー、こぼれた灯油、というキーワードがありました。真面目な人生を送っていたのに、どこからか脱落して、自分のことや家族の問題があって、自分が嫌になって放火して自殺しようとした、ということだったのですが、そのわりには、思い切っていなかったな、というのがありました。ライターの写真やアパートの一室の燃え具合も見て、被告人は足が悪く、常に布団が置いてあったのですから、布団に火を付けた方が早いのではないかと、どうしてたまたまこぼれた灯油、ライターだったのか、本当に自分で死にたかったのかな、ちょっとだけ火をつけて知らせたかったのかな、などいろんなことを考えました。

司会者

考えるようになったのは、被告人質問の中でですか。

1番

いいえ。ライターの写真とか全部です。いろんな話を聴いて思いました。

司会者

裁判員は、証人や被告人に直接質問ができるのですが、被告人に質問しましたか。

1番

私自身はしていません。法廷では緊張しますし、どうですか、ということは言えませんので。評議の中で、みんなで話し合っって意見交換をして、代表者が言ってくれた感じですよ。

司会者

証拠調べについて、2番の方はいかがですか。

2番

証拠は、写真はなく、図面だったと思います。あとは病院の関係者のお話を聞きました。

司会者

2番の方の事件は、精神科医の証人尋問がありましたよね。

2番

はい。

司会者

精神科医のプレゼンテーションもあったのでしょうか。

2番

ありました。

司会者

プレゼン方式は分かりやすかったでしょうか。プレゼン方式は、まとめてお医者さんが言いたいことを言ってくれるので、一問一答式よりも分かりやすいと聞きますが、一方で、専門的なことが続くので分かりにくいとか、疲れてしまうということもあると聞くのですが、いかがでしたか。

2番

専門的なことは分からない部分もあったと思います。私としては、最後に言うのであれば、最初に、結論を言ってもらった方がよかったです。その方が、逆に分かりやすかったように思います。

司会者

結論としては、被告人は争いとなっている精神的な病気ではなかった、ということだったのでしょか。

2番

はい。過去にはその病気があった方なんですけど、犯行を犯した時は、そうではないということでした。

司会者

証人尋問の時に、最初にそう言ってくれたらよかったのに、ということでしょうか。

2番

はい。

司会者

責任能力はなかなか難しい問題で、我々も判断するに当たって専門家の話を聴いて悩んだりするのですが、1番の方、精神科医のプレゼンテーションはどうでしたか。

1番

私は何も知らないので、初めに、問題となる精神的な病気がどんなものか、説明してもらってよかったと思います。

司会者

一般的な知見から入っていくと理解しやすかったですか。

1番

はい。

司会者

5番の方は、精神科医のプレゼンについてどう思われましたか。

5番

いろいろプレゼンの資料を渡されて、それを見ながら精神年齢についての説明がありました。数字をいっぱい出してきてくれましたし、たまに専門用語が連なるところもありましたが、そこも説明をしてくれたので大分分かりやすく、すっと入ってきたと思います。

司会者

精神科医の証人のプレゼンについて、4番の方はいかがでしたか。

4番

お医者さんの説明はずいぶん細かい部分が主張されていて、いろんな見方があって、裁判官も大変だな、という印象でした。かといって、それを採用するかしないかの判断をするのは裁判官なので、証拠にするとかしないとかの判断が難しいとは言っていただけないと思いますが。

司会者

何をやっているんだろうと思ったということでしょうか。4番の方の事件では、被告人の父母が証人として尋問を受けましたが、なかなか答えが返ってこなかったため、検察官が取り調べた担当の警察官を尋問し、警察官の話を聞いた上で、その警察官の調書を証拠として調べる、という変わった手続をしたのですが、それについて、何をやっているんだろうとか、裁判官が悩んだりしているように感じられたということでしょうか。

4番

うーん。

司会者

5番の方は、何をやっているのだから、という感想などはなかったですか。

5番

特に分かりづらいということはない印象です。

小池裁判官

4番の方がおっしゃった、いろんな見方が提示されていて大変だな、というのは、精神状態に関する意見が、いろいろ当事者から出ていたということでしょうか。

4番

いいえ。私個人の意見なんですけど。その辺で突っ込んだ話は、みんなとしないので。

小池裁判官

お医者さんの精神状態に関する話を聞いたときに、精神状態に関するいろいろな意見が、検察官や弁護士から提示されたということとは違うのですか。

4番

違います。

小池裁判官

分かりました。

司会者

検察官、弁護士から御質問ありませんか。

矢部検察官

検察官としては、立証する者として、できるだけ分かりやすくすることを心掛

けています。精神科医にも、分かりやすく、とお願いしているのですが、やはり用語が難しいというのがあります。2番の方の事件でも、特定の薬の名前が飛び交っていましたが、一つ分からないことがあると、思考が止まってしまう、全体が分からなくなる、ということはあるのでしょうか。精神科医の話では特に顕著なのか伺いたいのですが、2番の方はいかがでしたか。

2番

私たちの時は、アメリカの基準と日本の基準が違う、という話がありました。アメリカの基準だと引っかかるし、日本の基準だと違う、という説明があり、有名な先生が言うことなので、私が言うことではありませんが、その見方によって違ってこないのかな、という疑問がありました。ほぼ間違いないだろう、とその時は思いました。

司会者

証人尋問で、検察官、弁護人の質問が分かりにくくて、何を聞いているんだろうと考えているうちに答えがあって、答えを聴き逃すということはなかったでしょうか。

2番

分かりやすく話されていたような気がします。裁判員裁判なので、私たちに向けて、ここが争点なんですよ、ということをお話してくれるので、そういうことはありませんでした。

司会者

証人尋問が分かりにくかったということはなかったでしょうか。

2番

はい。

小池裁判官

難しい言葉が出てきたために思考が止まってしまう、ということはないですか。

1番

精神科医の資料は、あの資料が欲しいよね、とみんなで言っていたぐらいだったので、資料についてはよかったです。証人尋問は、もっと法廷でやり合いをするのだと思っていたのですが、ドラマの世界とは違って普通に言われていて、慣れていないし、詳しくないので、そうか、こういう質問の仕方が妥当なのかな、としか捉えられなかったです。

5 番

思考が停止することは特にありませんでしたが、専門家医の資料を見ながら説明を聴く時は、少しテンポが速くて、理解しながらついていくのに精一杯だったという印象は少しあります。専門用語が連なる時も、ちょっと分からないなと思った時に説明しながら進んでいったので、理解はできたのですが、テンポが速く、理解して、ようやくついていったという印象があります。

司会者

4 番の方は、理解ができなくて、思考が停止したということはなかったでしょうか。

4 番

そういう記憶はありませんが、ただ、専門的なことなので、十分に理解できたかと言うとそうでないこともあるのかな、という程度です、印象的には。

小池裁判官

先ほど、5 番の方が、テンポが速くて理解してついていくのが大変だった、と大事な指摘をされていました。ついていけないことの中身なんですが、例えば、スライドで立証する際に、文字数が多かったのか、あるいは、1 枚にかける時間が速すぎて理解しているうちに次のスライドに移ってしまって大変だったということなのか、その辺もう少しお聞きできればと思うのですが。いかがですか。

5 番

検察官や弁護人の話す速度に慣れてしまっていたので、少し早口だったという印象があります。次々と進む速度が速く感じられました。

司会者

スライドの画面の切替えが速かったという印象でしょうか。

5 番

はい。

司会者

文字数とかはどうでしたか。図面もあったのでしょうか。

5 番

活字ばかりでした。文字数も多いような感じを受けました。

司会者

モニターに映ったプレゼンの資料はどうでしたか。文字ばかりでしたか。イラ

ストとかはありましたか。

1 番

図とかもいろいろあったような気がします。ちょっと今、思い出せないですけど。

小池裁判官

先ほど、1 番の方は、手元に資料が欲しい、と感じられたということでしたが、読んでいる時に理解が足りなかったのが欲しいと思ったのか、それとも、説明が分かりやすかったのが手元に置いておきたいな、と思われたのでしょうか。

1 番

どちらもありますが、どちらかというところ、詳しく書いてあって、分かりやすい資料だった気がします。

司会者

2 番の方はいかがですか。

2 番

私も分かりやすかったと思います。

司会者

おおむね好評ですね。

矢部検察官

医師は、プレゼン資料に文字数を詰め込んでくるので、場合によってはお願いして削ってもらっています。なかなか図解になじまないものもあり、視覚に訴えるには難しい分野でもあり、どうすれば裁判員の方々に分かりやすいのか、今後も、いろいろ四苦八苦しなながら工夫を重ねていきたいと思っています。

4. 評議, 判決についての感想や意見

司会者

次に、本日 2 つ目の話題である評議・判決についての御意見、御感想を伺っていききたいと思います。

これまで評議、判決の材料となる当事者の主張立証について伺ってきました。当事者の主張立証を経て評議・判決になる訳ですが、評議では御自身の意見を十分に述べることができましたか。順番にお願いします。

1 番

ボード等を使って活発に意見が交わされ、すごく分かりやすく話し合いができたのを覚えています。評議の時間も十分でした。

2 番

私が担当した事件は、被告人が罪を全て認めているというものでしたので、事実を順序立てて確認していくという感じでした。私は最初から感情的になってしまい、「被告人の悲劇」といったようなものにとらわれてしまったと反省しています。一般の人が裁判に入ると感情に流されてしまうことが多いのかなと感じました。

5 番

評議においては、とても発言しやすい環境を作ってください、少し緊張はあるものの、自分の意見を言えました。評議の時間も十分だったと思います。

4 番

私は補充裁判員だったので、自分の考えをどの程度言っているものか考えながらというところはありませんでしたが、それでも裁判員と同じように話をしたという印象があります。

司会者

2 番の方から、感情に流されるというようなお話がありましたが、量刑についての基本的な考え方は裁判官から話があったと思います。それについては理解できましたか。

5 番

過去の事例を見せてもらいましたが、それを見てしまうと、ここからここまでの物差しだ、というように感じてしまうような気がします、そのようなこともなく、量刑を決めることができましたと思います。

司会者

行為責任という言葉を使ったかどうかは分からないのですが、犯情とその他の情状とを分けて、犯情というのは行為、結果であるというような説明を裁判官がしたのではないかと思うのですが、その辺りは伝わりましたか。

5 番

伝わりました。

司会者

説明はどのくらいの時間でしたか。

5 番

10分くらいだったと思います。

司会者

4 番の方はいかがですか。量刑の説明について。

4 番

以前、動画共有サイトで、裁判官の経験のある方の動画を見たときに、判決には枠があってその範囲で決めればいいので刑事裁判は楽だ、というような話があったのを思い出したのですが、その中の話は十分に伝わったというか、理解ができたような気がします。

司会者

その動画と実際は同じという印象ですか、それとも違うという感じですか。

4 番

生身の人間を相手にした判決なので、その辺りは十分に審理されたように思いました。

司会者

1 番の方はどうですか。量刑の仕方、方法について理解いただけたのかどうか。

1 番

実刑とか、執行猶予とかいろいろな言葉が出て来たのですが、一つ一つ分かりやすく説明してもらって判決の方に持っていったというのがありました。説明を聞くのも負担になることはなく、適切なタイミングで説明をいただけたと思います。

司会者

2 番の方はどうですか。

2 番

過去の判例を見ながら決めました。

司会者

似たもの探しではないという説明はありましたか。

2 番

はい。

小池裁判官

量刑のグラフを示されたというお話だったかと思いますが、量刑はこんな風に考えます、という説明で、量刑グラフを見るということについては、なるほどそうだな、という感じで理解できたのかどうか。先ほど5番の方が、物差しが決まっているというようには考えなかったとおっしゃっていましたが、量刑グラフは見なくてはいけないのだなと思ったかどうか。その辺りはどうですか。

5番

初めはそういったグラフのようなものを見ないで決めるのかな、と思っていたのですが、裁判官から説明を受けて、似たもの探しではなく、決めることができました。

小池裁判官

量刑グラフは過去にやってきた例なので、それを見ることに抵抗を感じる方もいるのかな、というところもあるのですが、裁判官の説明で、納得して量刑グラフを見ることができたのかどうか。いかがでしょうか。

4番

私としては、違和感はありませんでした。

1番

参考になったところもあったかな、と感じました。

2番

私も、参考になったと思います。

小池裁判官

裁判官に言われてしまって意見が引っ張られてしまった、とか、そういう進め方をされてしまうと自分の意見が言いにくい、だとか、裁判官の進行についてそういうことはありませんでしたか。

5番

裁判官が意見を言ってそれに引っ張られたりするということは全くありませんでした。進行について環境がしっかり整っていて、裁判官が言うから絶対そうだ、というような意識は生まれませんでした。

4番

主導的な立場としてはやむを得ないのではないかというのが私の意見です。まるっきりそれぞれが思い思いに言いたいことを言ってしまったのでは話もまとま

らなくなってしまうし、收拾がつかないのではないかと思います。話をまとめていくには、裁判官がある程度主導権を握って、意見の採否を決めるのはやむを得ないと思います。

小池裁判官

進行上やむを得ないと。それによって影響を受けるとかいうことはなかったですか。

4番

そうですね。影響がないように裁判官が気を遣っているのが分かりました。その辺りの気配り、心配りが十分に伝わってきました。

司会者

進行について、裁判官にもっと引っ張ってほしいというようなことはありましたか。

1番

裁判官の進行が上手で、みんなの意見を引き出すのがうまく、聞き上手な進め方だったと思います。それもあって全体のチームワークもすごく良かったと思います。

2番

裁判員の意見を尊重してもらえるというか、よく聞いてもらった上で、一つ一つ審議していく感じでした。裁判官は最後の最後に自分の意見を述べるという印象を受けました。

司会者

1番の方、2番の方が参加された事件の、評議のときの座り方は、裁判員の方の間に裁判官が入るといったような形ですか。

2番

そうですね。

1番

はい。

工藤弁護士

私は、4番の方、5番の方が参加された事件の弁護人だったのですが、この会の冒頭で、4番の方から保護観察付き執行猶予の話が出ていたのでお伺いしたいのですが、保護観察というものを裁判員になる前に御存知だったのかどうかとい

うことと、評議において保護観察について説明されて理解することができたのかどうか。この2点について伺いたいと思います。

4番

保護観察が付くとは予想していませんでした。知らなかったということです。裁判官の保護観察についての説明は理解できたように思います。

司会者

弁護人としては、弁論の中で保護観察について説明はしたのですか。

工藤弁護士

本件については、保護観察付きの執行猶予を求める、という弁論はしていないので、保護観察について弁護人からは説明はしていませんが、仮に弁護人として保護観察付きの執行猶予を求めるという場合に、保護観察についての説明も弁護人の弁論で述べた方がいいのかという点についてはいかがでしょうか。

4番

弁護人からも主張してほしかったです。裁判員には分からないので、そうでないと、求められてもいないのに余計な判決をしたということになってしまうのではないですか。私としては、被告人にとっては無罪以上の判決が出たというのが印象的で、刑事裁判というのもそう悪くはない、中立的な立場で人間を守るというのを主体的にやっているのかなという感想です。

5番

保護観察について、しっかりとは知っていませんでした。テレビとかの情報で何となくは知っていたという感じです。裁判官の説明を理解できたかという点については、裁判官からしっかりと説明があり、理解することができました。この事件について、私の印象としては、保護観察を付けることで被告人の人生が大きく変わるところで、説明は十分に聴けたと思います。弁護人の弁論の中では、保護観察についての説明は不要だったと思います。

小池裁判官

1番の方、2番の方の担当された事件も保護観察付きの判決だったようですが、いかがですか。

2番

弁護人が言わなくてもいいのではないかと思います。

1番

私も同じ意見です。被告人の面倒を誰がみるのかという疑問から、保護観察の

話を聞いて、そういうのがあるということを知った記憶があります。

小池裁判官

保護観察について弁護人に説明してほしいかという点と、今、御指摘があった、今後被告人の面倒を誰が見るのかということを知りたいかという点についてはいかがですか。

1 番

家族が離れることによってその人が一人になってしまったときの、対処法としてはこういうものもあるよ、程度であれば言ってもいいのかなと思います。

司会者

皆様の意見を伺っていると、保護観察について、必要性のところまで御理解いただけた、意味のある保護観察だったということですかね。

小池裁判官

皆様が担当された事件はいずれも、精神遅滞、精神障害を持った被告人で、それぞれサポートが必要だということで、そういう意見になったということですかね。

5. 裁判員を務める上での負担感について

司会者

裁判員あるいは補充裁判員を務められての負担感、こういった負担があった、というところがあれば伺いたいのですが、5 番の方はいかがですか。

5 番

初めは不安と責任感が半分半分ぐらいの状態でした。初日で不安は全くなくなり、その後は責任感だけでやれたという印象があります。負担感には特に感じませんでした。

司会者

審理・判決と日にちがたったわけですが、生活に影響はなかったですか。

5 番

特になかったです。

小池裁判官

5 番の方には、8 日間という長めの期間、裁判員を担当していただきましたが、

8日間という期間はどうかでしたか。

5番

特に長いと感じることはありませんでした。私の場合、会社の協力が、少し足りないというところがあったので、今後、協力的でない会社は協力的になった方がいいと思います。そういったところで、広報活動をしっかりやって、制度について認知してもらうことが大事なのではないかと感じました。

小池裁判官

会社との関係、休まなくてはいけないという部分では負担感があったということですかね。

5番

はい。

司会者

4番の方どうぞ。

4番

裁判が始まってからは裁判官が十分に気を遣ってくれて、進められていたので、負担はありませんでしたが、裁判員の候補として名簿に載ったとの裁判所からの連絡が来てから裁判が始まるまでがあまりにも長くて、どうなるのだろう、と思って負担に感じました。もう少し、講習会のようなものを作ってほしいと思います。ずっと心の負担に思っていないといけません。いかに心の負担を軽くするかということが大事なことではないですかね。

司会者

1番の方いかがですか。

1番

私も裁判員に決まるまでの方が負担に感じました。名簿に載ったという通知が来たときから、どうなるのだろうという不安があって、誰に相談したらいいのだろうと。自分の職場に関する事だから上司には言わなくてはということで、決定ではないけれどもこういうものが来ています、ということは前もって言っておいて、その後実際の期間が記載された通知が来て、このくらいお休みをいただくかもしれません、ということを行ったところ、私の周りにはまだ誰もいなかったもので、初めての事例ということもあり、みんなの協力もあって、休んでいいと言ってもらったので、その負担はありませんでした。実際選ばれてから始めてみると、守秘義務があるので家族にも言えないし、自分の中で止めておかななくてはならない。職場では、私が裁判で休んでいることを知っているのだから、聞かれな

いように離れたり、その期間はあまり話さないような感じでいました。被告人にも家族がいて、私にも家族がいて、気持ち的に持ち帰って一人になったときに、ちょっと比べたり、自分がそうだったらどうだろうとか、考えたりということがその期間中にはありました。でも、一緒に担当している裁判員の方たちとその話をすると、みんなも同じことを考えていたみたいで、裁判所に来ると話せるから、負担はないというのがありました。

司会者

深刻に事件を捉え過ぎてしまってメンタルになった、みたいなことはなかったですか。

1 番

放火で自殺の事案でも、実際死者は出なかったというところで負担感はなかったと思います。死者が出ていればもしかしたら今のような気持ちにならなかったのではないかと思いますし、こういった意見交換会にも出なかったのではないかと、思います。

2 番

私の場合、仕事から仕事先に話をしてなんとか納得してもらったという感じで、一番は仕事のスケジュールの面が負担と言えば負担でした。期間についてももっと短縮してもらえれば、裁判員の方ももっとやりやすくなるのかな、と思いました。

司会者

2 番の方の事件は、日程が飛び飛びのところもあったようですが、日程の組み方はいかがでしたか。

2 番

ずっと連続の方が休みを取りやすかったとも思います。

司会者

日程上、インターバルがあって、忘れてしまっただとか、逆に考えることができたとか、その間、ずっと心にとどめておかなくてはならなかったとか、その辺りはいかがですか。

2 番

裁判中はずっと心にとどめておかなくてはならなかったというのはありました。私は性格的には思い詰めるタイプではないので大丈夫ですが、一緒に参加した他の裁判員の方の中には悩んでいるような方も見受けられたので、精神的なところで話を聴いてあげられる人がいればいいと思いました。私たち同士は初めは知らなくて、お互いあまり立ち入れないというか、聴きづらいところもあるので、そ

ういったサポートがあればいいのではないかと思います。

小池裁判官

仕事の調整をされる関係で、選任される日と実際に裁判が行われる日とタイムラグがあると思いますが、その空き具合について、もう少し空けてほしいとか、あるいは近くしてほしいとかその辺りはいかがでしょうか。

5 番

日数は長かったようですが、負担になるほど長くはなく、忘れてしまうほど間が空いているわけでもなく、その間に自分で考えを整理できたりもしたので、日程はすごく良かったと思います。選任期日から裁判の最初の期日までの間も、仕事を調整するのに問題はありませんでした。

4 番

私の考えとしては、突然裁判員になるというのはなじめないのではないかと思います。役場等で講習会のようなものを定期的に行えば、裁判員制度がもう少しなじみのあるものになるのではないかと思います。そういった講習会に参加した人の名簿を作ってそういう人から裁判員を選出するという方法もあるのではないかと思います。忙しい中突然呼び出されて、裁判員になるというのは負担が大きすぎるのではないかと思いますというのが私の印象です。

1 番

私は、選任の期日の日の時点で、自分がもう裁判員に決定しているものと思って来ていました。その日に、裁判員が選ばれるということは知りませんでした。なので、仕事のシフト上、裁判等が予定されている日は既に休みを取ってしまっていました。

2 番

選任期日から裁判の日までの間はあのくらいでよかったのではないかと思います。あまり間が空きすぎると、考えすぎて出られないという人も多く出てくるかもしれないので、なってしまったからには仕方がないからやるか、という感じで出てくると思うので、あまり間がない方が逆にいいのではないかと思います。

6. これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者

最後に裁判員になられる方へのメッセージをお願いいたします。

1 番

私も参加するまでは、すごく嫌だなと思っていました。でも参加してみて、事件の重さや内容によるのかもしれませんが、ぜひ参加してみた方が、社会の勉強や自分の経験にもなって良かったなと思ったので、ぜひ参加すべきかなって私は周りの人には言っています。

2番

私も本当に参加して良かったなと思っています。本当に裁判官の方々の人間味にも触れられましたし、裁判員の皆さんも本当に一生懸命そのことに向き合って討論できたし、やりがいがあると言ったらなんですが、本当に受けて良かったなって、今になってそう感じます。

4番

そうですね。私も参加させていただいて良かったと思います。だから、これから裁判員になれる方は、良かったって思うと思いますので、ぜひ参加していただきたいと思います。

5番

参加できて良かったと思います。初めはやりたくないっていう気持ちがいいたいの人に出てきてしまうと思うんですが、法律が難しいから嫌だとかっていう気持ちが僕にもあって、こう来てみて、そういう法律が難しいところは裁判長だったり裁判官の方に任せて、こっち側は国民の目線というところを重要にして裁判官と市民でコラボレーションしていくというところが大事なと途中から気づき出して、結局、やる前とやった後では全く別の印象で、ぜひやった方がいいんじゃないかって思います。

司会者

皆様から心強いお言葉をいただいて、ありがたいと思います。

7. 法曹関係者からの感想

司会者

それでは、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聴きして、どのような御感想をお持ちになったかを伺いたいと思います。

矢部検察官

本日はどうもありがとうございました。貴重な御意見や御感想などをいただきましたので、これまで以上に分かりやすさなど、そういうものを心掛けたいと思います。今後ともよろしく願います。

工藤弁護士

本日は誠にありがとうございました。私はこの会議に参加するのは初めてでしたので、実際に体験された方の貴重な御意見をいただきまして、弁護士会としても今後の弁護活動にしっかり反映させていきたいと思っております。ありがとうございました。

小池裁判官

4人の方のお話を聞いてですね、最初は不安など感じながらも参加されて以降、本当に真剣に裁判に向き合っていて、被告人のことを本当に真摯に議論していただいたんだなということを、皆様の言葉の中から感じる事ができました。すごく積極的な御支援の言葉もいただきまして、これまで以上に我々も皆様が参加しやすく、良い雰囲気でお話ができるように、皆様のお話を参考にさせていただいて、これからも努力を続けたいと思います。ありがとうございました。

8. 報道機関からの質問

総務課長

それでは、ここで、報道機関の方から質問をしていただきます。記者の方、御質問をお願いします。

河北新報社

本日はどうもありがとうございます。普段は傍聴席のほうから裁判の取材などを行っているんですけども、負担感の面で、5番の方が会社の協力があまりないということをおっしゃられていたんですけども、お休みなどはどのようにして取られていたのかということをお伺いしたいと思います。

5番

最初会社に伝えたときに、断ってくれっていうふうに言われまして、書類が来ていましたので、断るにはこういうふうにするんですって会社の方に伝えまして、そこから会社の本社の方に僕から連絡を入れて、最初は会社では初めての裁判員に参加するということで、これを機に新しく対応していくという流れで、結局のところは、本社が有給で休めるっていうのを作ってくれたという状態です。

河北新報社

最初は断ってくれと勤務されているところから言われたということですか。

5番

はい。

河北新報社

ありがとうございます。あと、1番の方もシフトを調整されたということで、スケジュールで、少し負担感を感じられる部分などがありましたら教えていただきたいのですけれども。そのシフトの調整などが大変じゃなかったかとか、職場の方の理解がどうだったのかというところも含めて、お聞きできればと思います。

1番

そうですね。職業柄、ちょっと人数が必要なところがありまして、そこに何人入れるかっていうようなシフトでもあるので、そこを私がない分、周りの方がフォローしてくれたっていうのはあります。

河北新報社

ありがとうございます。

司会者

それでは、時間も参りましたので、今日の裁判員経験者の意見交換会は、これで終了とさせていただきます。

参加者の皆様方には、たくさんの貴重な御意見をいただきましたことについて、あらためてお礼を申し上げたいと思います。本日はありがとうございました。

以上